

令和6年度 就学援助費のお知らせ

日頃より武蔵野市の教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
就学援助費とは学校生活の中で保護者が負担する費用(給食費・校外活動費など)の助成制度です。
所得など要件がありますが、対象かどうか迷われる場合は、申請されることをおすすめします。

📅 受付期間

5月31日(金)(消印有効)までの申請で、4月分から受給できます。

上記期日以降も随時申請できますが、支給額は受付日以降分のみとなります。

🏠 対象世帯

市内在住で、市立など国公立小・中学校に通う児童生徒のいる世帯のうち、以下の①～④の要件のうち、いずれか1つにあてはまる必要があります。なお、事前審査はお断りしています。

- ① 前年(2023年1月から12月)までの収入額が基準以下である。※基準目安は裏面参照
- ② 児童扶養手当を受給している ※児童手当、児童育成手当とは別です。
- ③ 生活保護を受給している(令和6年度中に停止・廃止を受けた場合を含む)
- ④ 疾病、失業等の特別な事情があり令和6年の収入が①に該当する。

📄 申請方法

申請書を記入のうえ、下記宛先へ郵送。または、直接教育支援課窓口(市役所南棟5階)へ提出。(申請書は市HP、各市立小中学校、教育支援課窓口にて取得)

💡 令和6年1月2日以降の転入者で、要件①「収入額が基準以下」にて申請をする方は、令和6年1月1日在住の自治体が発行する「課税証明書(もしくは非課税証明書)」をご提出ください。期日までに間に合わない場合は先に申請をし、後でご提出ください。

💡 よくある問い合わせ

💬 収入額の基準目安を教えてください。

以下のとおりです。なお、適切にご案内のため、事前審査はお断りしています。

世帯構成の例	世帯収入合計	世帯構成の例	世帯収入合計
夫婦(40歳)、小1	約400万円以下	夫婦(40歳)、幼児、小1	約430万円以下
夫婦(40歳)、小1、中1	約480万円以下	親1人(40歳)、小1	約360万円以下
夫婦(40歳)、小1、小4、中1	約530万円以下	親1人(40歳)、小1、中1	約450万円以下

※ 収入が給与の方…源泉徴収票の「支払金額」の金額

※ 自営業の方…税申告を必ず済ませてください。営業所得を給与とみなして給与収入に換算した額で判定

💬 対象になるかわからないのですが申請できますか？

申請できます。「年間収入額が基準以下である」の要件にて申請してください。

💬 認定となった場合、給食費の支払いはどうなりますか？

認定前は学校の指定通りにお支払いください。認定された場合、学校手続き完了後に給食費は引落しが停止されます。認定前に保護者が支払った費用については、各学期終了後に支給します。

💬 認定となった場合、学納金の支払いはどうなりますか？

学納金は認定前、認定後に関わらず学校の指定通りにお支払いください。各学期終了後に、保護者が支払った金額のうち対象となる費用について支給します。(支給に伴い保護者からの報告等は必要ありません。)また、学納金に未納がある場合は、保護者への支給は行わず、学校へ支給を行います。

💬 審査結果はいつ通知されますか？

5月31日までに申請された場合、7月上旬に結果を郵送します。

💬 助成金はいつ支給されますか？



💬 支給を受けていることが友人などにわかりますか？

認定結果などの通知は教育委員会から保護者に直接郵送します。また、学校においても対象者の情報は必要最小限の範囲で取り扱いますのでご安心ください。

📁 おもな助成内容

- ・ 給食費(年約5万円)
- ・ 校外活動費、卒業記念品費、通学費など
- ・ 小中高入学準備金(新小1、小6、中3のみ 約5～6万円)
- ・ 移動教室費、修学旅行費(約1～6万円)
- ・ 学用品費(年約1～2万円)